

# 輸出拡大に向けた取組状況と今後の展開方向

---

令和6年8月23日

**農林水産省**

**I 農林水産物・食品の輸出状況**

**II これまでの輸出促進の取組**

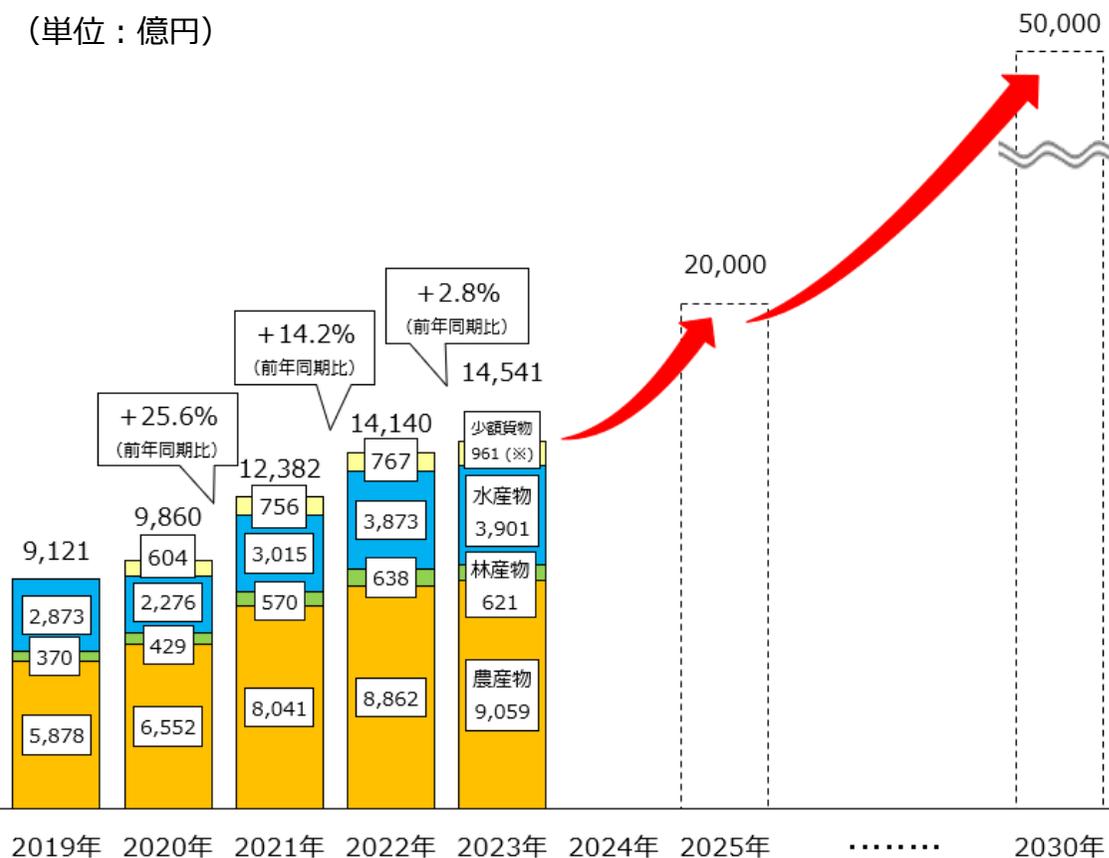
**III 更なる輸出拡大に向けた今後の取組**

# I 農林水産物・食品の輸出状況

○ 農林水産物・食品の輸出額は、昨年8月のALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制強化の影響により減速。2024年上半期の輸出額は、対前年同期比▲1.8%の減少。

## 1. 農林水産物・食品輸出額の推移

(単位：億円)



## 2. 2024年上半期の農林水産物・食品輸出額

	金額	前年差	前年比
1-6月累計 (1-6月累計の少額貨物輸出額を含む)	7,013億円	▲ 132億円	▲ 1.8%
うち中国	784億円	▲ 610億円	▲ 43.8%
うち香港	1,032億円	▲ 121億円	▲ 10.5%
うち中国、香港以外	4,733億円	+ 591億円	+ 14.3%

実績

出典：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

※ 少額貨物は2020年から集計

# I 近年の輸出増加率が高い主な品目の実績①（2023年/2019年比）

- 日系市場や主要都市の販路開拓等により、**全ての輸出重点品目で輸出額が増加。**
- 輸出額目標の達成のためには、増加ペースを引き上げていく必要。

【2023年輸出額（対2019年増加額、増加率）】

コメ



105億円（+53億円、+103%）

- 米国及び香港でおにぎり等を中心に外食店等での需要が増加。
- 認定品目団体の現地のエージェントを通じた大手小売店等への販路開拓、パックご飯の製造施設の整備等を実施。

緑茶



292億円（+145億円、+99%）

- 健康志向の高まり等を背景に、欧米を中心として抹茶など粉末茶の需要が増加。
- 健康機能性に着目したプロモーション、認定品目団体による欧米等での展示会への出展、抹茶の原料となるてん茶の加工施設の整備等を実施。

牛肉



578億円（+280億円、+94%）

- 台湾及び香港を中心に商流が広がり、外食需要も増加。
- 認定品目団体等による食肉取扱事業者を対象にした和牛のカット・調理技術等の教育活動、モモ、カタ等の部位の訴求、輸出先の求める衛生基準に適合した処理施設の整備・認定等を実施。

日本酒



411億円（+177億円、+76%）

- 国際的な評価の高まりや和食ブーム等により、欧米・アジアを始めとした海外で着実に浸透。
- 日本各地の酒類製造者と国内輸出事業者とのマッチング、酒類専門の大規模展示会等への出展支援、各国の酒類規制等に詳しい輸出コーディネーター等を通じた商談会の開催等の取組を実施。

# I 近年の輸出増加率が高い主な品目の実績②（2023年/2019年比）

【2023年輸出額（対2019年増加額、増加率）】

かんしょ



29億円（+12億円、+71%）

- 糖度が高く、見た目も良い日本産かんしょが主にアジアで焼き芋として消費されており、需要が好調。
- 認定品目団体による新たな産地の育成や産地リレーによる安定供給に向けた取組等を実施。

ソース  
混合  
調味料



575億円（+214億円、+60%）

- 日本食の普及に伴い、欧米中心に多種多様な調味料、日本式カレー、日本製マヨネーズなどの需要が堅調。
- 認定品目団体による欧米のレストラン等への日本式カレーの導入に向けたメニュー開発や導入店舗でのフェアの開催、日本文化イベントへの出展等を実施。

真珠



456億円（+127億円、+39%）

- 洗練されて高品質な日本産真珠が香港等で人気。コロナ5類移行後の2023年から再開された対面方式での真珠専門見本市等も需要拡大を後押し。
- 認定品目団体による日本での真珠専門見本市の開催、海外の国際宝飾展への出展等を実施。

りんご



167億円（+22億円、+15%）

- 台湾・香港で春節の贈答用として、縁起が良いとされる赤色で大玉の日本産りんごが人気。
- 認定品目団体による台湾・香港に次ぐ市場の開拓、喫食機会の創出に向けた小売店での棚確保を通じた長期間プロモーション等を実施。

## II これまでの輸出促進の取組①

- 令和元（2019）年5月の閣僚会議において、欧米向け牛肉輸出に必要となる処理施設の認定に時間を要しており課題となっていること等を踏まえ、規制等への対応スケジュールやプロセスを明確にした「工程表」の作成を指示。
- 農林水産省と厚生労働省を始めとする関係省庁が連携して対応を加速。
- 新たなマーケットからの需要に対応するため、取組のターゲットを更に拡大し、新たな項目を順次追加した上で、政府一丸となって取組を進めているところ。現在までに461項目を作成し、305項目が対応済みとなっている。

### 1. 輸出拡大のための相手国・地域の規制等への対応状況

#### (1) 工程表（2019年6月～2020年3月）

工程表		項目数	対応状況
		115	91件済み
I	国内対応	38	37件対応済み <sup>※1</sup>
	うち「年内に即応すべき課題」	26	全て対応済み
II	相手国・地域との協議への対応	77	54件対応済み <sup>※2</sup>

※1 対応中の項目については、工程表に基づき、米国への殻付き二枚貝の輸出に向け、日本側で国家貝類衛生プログラムを策定し、令和2年7月、米国FDAへ提出済み。質問票のやり取りを経て、現在、米国FDAにおいて食品衛生等に関する技術的観点から審査中。

※2 対応中の項目については、動植物検疫等の協議及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制撤廃の働きかけを行っているところ。

#### (2) 輸出実行計画（2020年4月～現在）

輸出実行計画	輸出実行計画で追加した項目数	対応状況
	346	214件対応済み <sup>※</sup>
全項目数 (工程表を含む。)	461	305件対応済み

※ 対応中の項目については、動植物検疫等の協議及び新たな施設の認定等に取り組んでいるところ。

## II これまでの輸出促進の取組②

- 工程表に基づき対応を進めた結果、工程表に掲載された施設は全て認定済み。
- 新たなマーケットからの需要に対応して項目を順次追加した結果、認定施設の増加に伴い、輸出額も増加。

### 2. 輸出に対応した認定施設の整備状況

品目	国・地域	認定件数 <sup>※1</sup>		輸出増加額 <sup>※3、※4</sup> (増加率) (2023年/2019年比)
		2019年5月	2024年8月	
牛肉 処理施設	米国	11	16 (5) <sup>※2</sup>	+62億円(+202%)
	EU	4	12 (5)	+29億円(+198%)
	タイ	70	82	+13億円(+79%)
	香港	11	14	+34億円(+66%)
	豪州	9	11	+4億円(+164%)
	シンガポール	13	20	+16億円(+93%)

品目	国・地域	認定件数 <sup>※1</sup>		輸出増加額 <sup>※3、※5</sup> (増加率) (2023年/2019年比)
		2019年5月	2024年8月	
水産 加工施設	米国	418	598	+247億円(+80%)
	EU	63	119	+28億円(+108%)
	ベトナム	752	858	+62億円(+39%)

- ※1 認定件数は各月1日時点
- ※2 カッコ内は工程表に掲載され、認定を受けた施設の数
- ※3 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
- ※4 加工品を除く輸出額
- ※5 認定施設以外からの輸出も含む

## II これまでの輸出促進の取組③

- 2023年12月に改訂した「輸出拡大実行戦略」に基づき、輸出産地の形成、サプライチェーン関係者が一体となった戦略的な輸出体制の強化、知的財産等の保護・活用の強化等の施策に着実に取り組んできたところ。

### 3. フラッグシップ輸出産地の認定

- ・ 海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地を、認定品目団体とも連携し、「フラッグシップ輸出産地」として42産地を認定（2024年7月）。
- ・ 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出向け生産・流通に取り組み、2年以上継続的に2カ国・地域以上に一定の輸出実績がある産地を認定。

品目	輸出実績の基準
青果物	直近1年間の輸出額が3,000万円以上
米	直近1年間の輸出量が1,000t以上
茶	直近1年間の輸出額が10,000万円以上
花き	直近1年間の輸出額が2,000万円以上
牛肉	直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上
豚肉	直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上
鶏肉	直近3年間のいずれかの年の輸出量が50t以上（ブロイラーのみ） 10t以上（地鶏に取り組む場合）
鶏卵	直近3年間のいずれかの年の輸出量が250t以上
牛乳乳製品	直近1年間の輸出量が100t以上

品目	産地	品目	産地
りんご	青森県の輸出事業者からなる産地（1産地）	メロン	静岡県の輸出事業者からなる産地（1産地）
ぶどう	茨城県、山梨県の輸出事業者からなる産地（3産地）	米	茨城県、宮城県の輸出事業者からなる産地（2産地）
もも	山梨県の輸出事業者からなる産地（2産地）	茶	静岡県、京都府等の輸出事業者からなる産地（6産地）
かんきつ	愛媛県、熊本県等の輸出事業者からなる産地（3産地）	盆栽	愛媛県、香川県の輸出事業者からなる産地（2産地）
かき加工品	長野県の輸出事業者からなる産地（1産地）	牛肉	宮崎県、鹿児島県等の輸出事業者からなる産地（5産地）
いちご	静岡県、熊本県等の輸出事業者からなる産地（4産地）	鶏肉	岩手県、徳島県の輸出事業者からなる産地（2産地）
かんしょ	千葉県、鹿児島県等の輸出事業者からなる産地（7産地）	鶏卵	青森県、千葉県等の輸出事業者からなる産地（3産地）

## II これまでの輸出促進の取組④

### 4. JA全農、ジェトロ及びJFOODOの連携協定の締結

- JAグループで農畜産物の生産・流通を担う**JA全農**、国内外の拠点・ネットワークを通じた海外販路の拡大を担う**ジェトロ**、海外消費者向けプロモーションを担う**JFOODO**が**連携協定を締結**（2024年7月）。
- 輸出産地の形成から海外販路の開拓までの取組を一体的に推進。**



### 5. 認定品目団体の取組の本格化

- これまでに認定した27品目15団体において、**オールジャパンでの輸出力強化**に向けた取組が進展。
- かんしょの端境期における供給力強化のための北海道への**新産地の育成**、産地間で異なる**規格の統一**を行い、**リレー出荷**。
- ヒノキ製材の構造材としての性能検証**で米国向け**輸出が可能に**。
- 青果物の複数産地・品目と調整を行い、**リレー的に販売する長期間でのスイーツ店等の棚を確保したジャパンフェア**を実現。

産地	産地出荷時期						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
徳島	8/15 8/30						
茨城		9/16-10/3		10/5-11/7	12/2-12/14	12/22-1/14	
北海道				11/22	12/6		
千葉						1/18-1/29	2/7-2/23



新産地（北海道）の育成とリレー出荷による安定供給実証

ヒノキ製材の構造材としての性能検証



複数産地・品目の組み合わせによるスイーツ店でのジャパンフェア（イメージ）

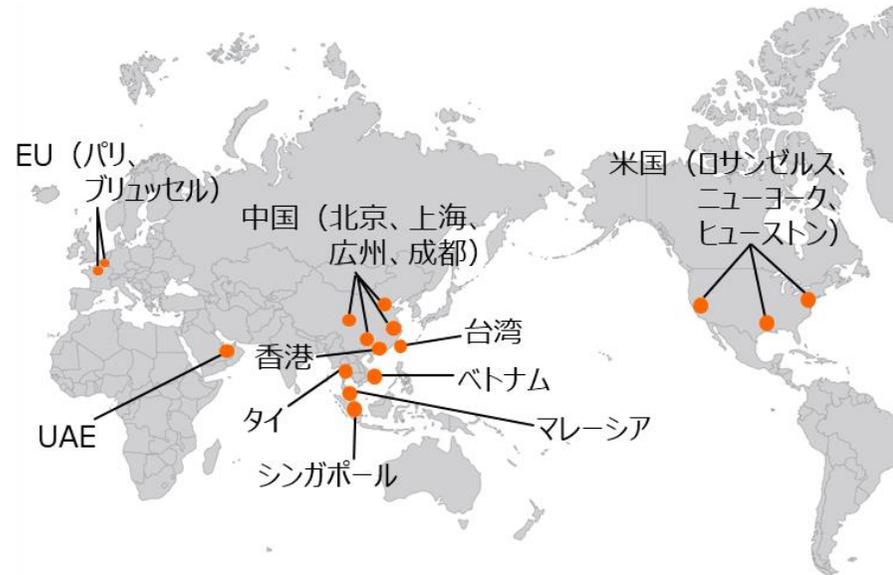


産地間で異なる規格（かんしょのサイズや出荷箱）を統一

## II これまでの輸出促進の取組⑤

### 6. 輸出支援プラットフォームの体制強化

- ・ 米国、EU、タイ等に加え、**新たにマレーシア（2024年5月）及びUAE（2024年8月）**に立上げ。  
（8カ国・地域→10カ国・地域）
- ・ **ハラル対応や新たな市場開拓**を推進するための官民の支援体制を強化。



### 7. 知的財産等の保護・活用の強化

- ・ 日本産品の模倣品対策強化のため、9カ国・地域（15拠点）の輸出支援プラットフォームに**模倣品疑義情報相談窓口を設置**し、事業者等の相談に対応。
- ・ **戦略的な海外ライセンスの実効性の確保**に向け、デジタル化の進展に対応した、足下の国内の優良品種の取引等の管理徹底に関する検討会を開催し、**提言を公表**。



海外レストランで南米産牛肉のメニューに  
KOBE BEEFの表示



台湾産の味噌に  
信州味噌の表示

## II これまでの輸出促進の取組⑥

### 8. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の撤廃・緩和

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制を措置した55の国・地域のうち、既に49の国・地域が撤廃。残る中国、香港、マカオ、韓国、台湾及びロシアに対し、科学的根拠に基づかない輸入規制の即時撤廃を、政府一丸となって強く働きかけ。

2019年5月以降に輸入規制を撤廃・緩和した国・地域			
2019年 (5月～)	コンゴ民主共和国、ブルネイ（撤廃）、マカオ（一部緩和）	2020年	フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE（撤廃）
2021年	イスラエル、シンガポール、米国（撤廃）	2022年	英国、インドネシア（撤廃）台湾（一部緩和）
2023年	EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン（撤廃）	2024年	仏領ポリネシア（撤廃）

### 9. 輸出解禁等に向けた輸出先国・地域との協議

輸出先国・地域の政府機関等が定める輸入条件についての協議を、食品衛生、動植物検疫等の分野を横断して、政府一体となって推進（その進捗を輸出実行計画に反映・公表）。

年	2019年5月以降の主な規制緩和・撤廃			
2019年 (5月～)	シンガポール	家きん肉の輸出解禁	タイ	豚肉の輸出解禁
	EU	卵・卵製品、乳・乳製品の輸出解禁 生鮮家きん肉の輸出解禁	ベトナム	りんごの検疫条件の変更
2020年	マカオ	30か月齢以上の牛肉の輸出解禁	サウジアラビア	牛肉の輸出解禁
	豪州	いちごの輸出解禁	EU	黒松盆栽の輸出解禁
	米国	なしの検疫条件の変更	タイ	かんきつ類の検疫条件の変更
	米国	うんしゅうみかんの検疫条件の変更		
2021年	ベトナム	うんしゅうみかんの輸出解禁	豪州	加熱済みさけ科製品の輸出解禁
	米国	メロンの輸出解禁		
2022年	インド	りんごの輸出解禁	シンガポール	フグの輸出解禁
2023年	メキシコ	精米の輸出解禁	台湾	豚肉を原料とする加熱食肉製品の輸出解禁
	カタール	水産食品の輸出解禁	タイ	かんきつ類の検疫条件の変更
2024年	ニュージーランド	かんきつ類の検疫条件の変更	豪州	加熱済みアユ製品の輸出解禁
	ベトナム	活水産物の輸出解禁		

### Ⅲ 更なる輸出拡大に向けた生産・流通への転換①

- 輸出拡大ペースの加速化に向けて、より幅広い品目で、これまで以上に多くの生産者・事業者が海外市場を獲得できるよう、**海外需要拡大の取組と供給力向上の取組を車の両輪として実施**する必要。
- 輸出による生産基盤維持・強化の実現に向け、生産振興施策も活用し、**生産体系や生産・流通拠点施設を輸出に対応したものに転換**し、輸出先国の規制・ニーズに対応して継続的・安定的に輸出に取り組む産地形成を加速。

#### 輸出拡大を図る上での課題

##### 【輸出拡大のための拠点整備と先行した取組の横展開】

- ・ 有機農業への転換や海外需要に適した新品種の導入、鮮度保持を向上する集荷・流通体系の構築等に、更に大規模に取り組む必要。
- ・ 旺盛な海外需要に応えるため、畑地・樹園地の高機能化等により、果樹等の高収益作物の生産を更に推進する必要。
- ・ 農業者・産地と拠点事業者が連携し、ソフト・ハード両面の課題に取り組み、輸出先国の規制・ニーズに対応した生産・流通拠点を増加していくことが必要。
- ・ 認定品目団体が中心となり、各産地が連携してリレー出荷に取り組んだかんしょのような先行した取組の横展開を図る必要。

#### 今後の対応策

- ・ 相当規模の輸出実績※のある「フラッグシップ輸出産地」の認定を進めるとともに、認定された産地が更なる輸出拡大に向けて意欲的な目標を定め、これを目指す取組に対し**各種支援措置を優先的に措置**。

※コメの例では年間輸出量1,000トン以上、継続的・安定的な輸出実績が必要

- ・ フラッグシップ輸出産地等による海外需要に対応した作物転換や供給安定化を支える**基盤整備、新技術の活用等に効果的に取り組める仕組みを導入**。

- ・ 生産・流通拠点整備とあわせて、生産体系の転換や認証取得等に**ハード・ソフト一体的に取り組み、産地の構造転換を継続的に推進する「新基本法実装・農業構造転換支援事業」を創設**（令和7年度予算で要求）。

- ・ 認定品目団体が中心となり、**各産地や流通事業者等が連携したオールジャパンでの取組を拡大**。

### Ⅲ 更なる輸出拡大に向けた生産・流通への転換②

○ 海外需要に対応するため、品目ごとの課題に応じ、供給力の向上を図りつつ、輸出拡大を進める。

#### 輸出拡大を図る上での課題

#### 今後の対応策

##### 【コメ】

- ・ 輸出先の求める調達基準や迅速な対応ができる輸出向けの精米施設や貯蔵施設等が足りていない。
- ・ 輸出先の求める衛生基準に適合したパックご飯の製造能力が旺盛な海外需要に応えきれていない。

- ・ 輸出向けのコメやパックご飯の供給拡大を可能とする**拠点施設の整備**、**認証取得**等を推進。

##### 【いちご】

- ・ 長距離輸送にも耐え得る品種の生産量が少ない。
- ・ 市場流通している輸出向けではない果実が輸出先で残留農薬基準に違反し、輸出できない事案が増加。

- ・ 果皮が硬く輸送性の高い輸出に適した**優良品種の導入**等をハード・ソフト一体的に推進。
- ・ 産地での**防除方法の見直し・指導**等、**輸出産地の育成**を推進。

##### 【茶】

- ・ 有機茶の生産拡大や抹茶の原料となるてん茶生産への転換等が旺盛な海外需要に応えきれていない。

- ・ 有機茶・てん茶の**生産拡大**や**製造施設の整備**を推進。

##### 【日本酒】

- ・ 輸出先国・地域の多角化や、輸送から現地流通において正しい品質管理が必要。

- ・ 取引継続化を意識した販路開拓、**混載を可能**とする環境整備、現地での**管理方法の定着**等の取組を推進。

### Ⅲ 更なる輸出拡大に向けた生産・流通への転換③

○ 海外需要に対応するため、品目ごとの課題に応じ、供給力の向上を図りつつ、輸出拡大を進める。

#### 輸出拡大を図る上での課題

#### 今後の対応策

##### 【牛肉】

- ・ 輸出先の求める衛生基準や製品規格に対応した牛肉の処理施設の供給能力が足りていない。

- ・ モモ、カタ等の部位の需要拡大も図りつつ、高度な処理機械の導入、施設の整備・認定を推進。

##### 【牛乳乳製品】

- ・ 高価格帯でも取引可能な付加価値を付けた牛乳乳製品や菓子向け等の加工品の訴求が足りていない。

- ・ 海外販路の開拓、加工施設の整備等を推進。

##### 【ホタテ貝】

- ・ 輸出先の求める衛生基準や調達基準に適合したホタテ貝の加工施設の供給能力が足りていない。
- ・ 中国の代替となる加工地への輸出先転換を更に進める必要。

- ・ 国内のHACCP等の認定加工施設の整備、エコラベル等の民間認証の取得、海外での代替加工先の確保を推進。

##### 【ぶり】

- ・ 海外需要に応じた生産量の増大が十分でなく、特に海外からニーズの高い大型サイズが足りていない。
- ・ 輸出先の求める調達基準に適合した供給能力が足りていない。

- ・ 人工種苗の増産、育種技術や低魚粉飼料等の開発、新たな養殖漁場の拡大等を推進。
- ・ エコラベル等の民間認証の取得を推進。

### Ⅲ 更なる輸出拡大に向けた新たな市場開拓、戦略的サプライチェーンの構築等

- 認定品目団体とジェットロ等との連携による非日系市場など新たな市場開拓を強化。

#### 輸出拡大を図る上での課題

#### 【認定品目団体とジェットロ等との連携による非日系市場など新たな市場開拓】

- ・ 海外の主要都市の日本食レストランや日系スーパー等の日系市場の拡大だけでは、輸出拡大の抜本的なペースアップにはつながらない。  
より大きな市場である現地食のレストランや現地系の大手スーパー等の非日系市場など、新たな輸出先の開拓が必要。
- ・ 既存の輸出先である日系市場向けに短期的な販売促進活動が集中すると、既存商流同士で競合。
- ・ 中国など一部の国・地域による日本産水産物の輸入停止措置により、輸出先が過度に特定の国・地域に偏ることのリスクが顕在化。

#### 今後の対応策

- ・ 非日系市場など新たな市場開拓を図るためには、
  - ① 日本食に馴染みのない消費者に対する広告宣伝等による**ブランディング**や
  - ② 日本食材の取扱い経験がないシェフや小売店等に対する教育等による**現地需要の創造**
  - ③ 海外現地の輸入業者、卸売業者への**商流の構築**
  - ④ 国内における**マーケットインでの供給力の拡大**を**一体的に展開**する必要。
- ・ このため、国内生産者等と連携して取り組む**認定品目団体**と、商流構築を担う**ジェットロ**や、ブランディング等を担う**JFOODO**が**連携**して、現地系スーパーやレストランなど**新たな市場を開拓する仕組みを構築し、重点的に支援（新市場開拓プロジェクト）**。
- ・ この仕組みを活用し、**非日系・現地市場や未開拓の有望エリア**をターゲットに、海外バイヤーの産地招へい等の商流構築の取組と、グローバルメディアを活用した消費者向けプロモーション等の連動など、効果的な取組を拡大。

### Ⅲ 更なる輸出拡大に向けた新たな市場開拓、戦略的サプライチェーンの構築等

○ 国内外一貫した戦略的サプライチェーンの構築、知的財産政策、各国・地域への働きかけを強化。

#### 輸出拡大を図る上での課題

##### 【国内外一貫した戦略的サプライチェーンの構築】

- ・ 国内市場で流通している食品をそのまま輸出し、輸出先国・地域の規制に適合しないケースがある。
- ・ 海外現地も含めたコールドチェーン確立や流通コスト削減も課題。
- ・ 輸出先国・地域の規制やニーズに対応し、効率的な輸送を行うなど、マーケットインでの供給に向け、国内外を一貫してつなぐサプライチェーン構築が必要。

##### 【輸出拡大を後押しする優良品種の保護・活用と開発の促進】

- ・ 過去の流出品種の栽培・輸出が中国等で拡大し、海外市場を席卷。日本産との競争が激化。
- ・ デジタル化の進展に伴う新たな流出リスクが顕在化。

##### 【輸入規制撤廃等に向けた各国・地域への働きかけ】

- ・ 一部国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制や、各国・地域との衛生・検疫等の輸入協議が継続。

#### 今後の対応策

- ・ 日本の農産物等を原材料として輸出し現地で加工・販売する**外食事業者や食品メーカー**、国内外の食品流通の効率化を担う**物流事業者等の海外展開を推進**。
- ・ そのため、優良事例の情報発信、海外投資案件形成に向けた調査を推進するとともに、**国内の生産者と海外現地の販売者、両者をつなぐ商社等が連携して行う国内外の流通体制構築や海外プロモーション等を推進**。

- ・ 優良品種の新たな流出抑止に向けた**国内管理の徹底、オンライン取引を含む侵害の監視と対応**、「苗木のリース方式」の活用等を通じた**収穫物の高付加価値化**を推進。
- ・ **育成者権管理機関**による戦略的ライセンスを推進し、**ロイヤルティを新品種開発へ投資するサイクル**を構築。

- ・ 輸出実行計画に基づき、進捗をフォローしつつ、**東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制に対し、即時撤廃の働きかけを政府一丸となつて行うとともに、輸出解禁等に向けた動植物検疫等の協議**を実施。